

議案第 32 号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

介護についての申出があった場合における措置等を定める等の必要がある。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成１９年杉並区教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第７条の２の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付し、同条第５項第２号中「３歳」を「小学校就学の始期」に改め、同条第９項中「第５項第１号及び第２号」を「第５項各号」に改める。

第８条の見出しを削り、同条第９項中「第６項第１号及び第２項」を「第６項各号」に改める。

第２８条の見出しを「（子どもの看護等休暇）」に改め、同条第１項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、「１２歳」の次に「（次に掲げる場合にあっては、１８歳）」を加え、「ため又は」を「ため、」に改め、「受けさせるため」の次に「、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため」を加え、同項に次の各号を加える。

- （１） 当該職員が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- （２） 当該職員が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
- （３） 当該職員が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
- （４） 当該職員が養育する当該子が、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２第１項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第３項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

第 28 条第 2 項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第 32 条第 1 項中「7 月 1 日から 9 月 30 日まで」を「6 月 1 日から 10 月 31 日まで」に改める。

第 35 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号中「（昭和 24 年法律第 283 号）」を削り、同項第 3 号中「（昭和 25 年法律第 123 号）」を削り、同項第 4 号中「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する」を削り、「同条第 3 項の規定により当該」を「児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項の規定により」に改める。

第 39 条を第 41 条とし、第 38 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 39 条 条例第 20 条の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

（1） 条例第 11 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による深夜勤務の制限

（2） 条例第 11 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限

（3） 条例第 12 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限

（4） 条例第 18 条第 1 項に規定する短期の介護休暇

（5） 条例第 19 条第 1 項に規定する介護休暇

（6） 条例第 19 の 2 条の 2 第 1 項に規定する介護時間

2 条例第 20 条の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）

（2） 介護両立支援制度等の請求先又は申請先

（3） 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

3 条例第 20 条の 2 第 1 項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 当該職員が希望する場合にあっては、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（当該電気通信を受信した職員がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下「電子メール等」という。）の送信による方法

4 条例第20条の2第1項の教育委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 職員が希望する場合にあっては、電子メール等の送信

5 条例第20条の2第2項の規定により、職員に対して、第2項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法

(勤務環境の整備に関する措置)

第40条 条例第20条の3第1項第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第7条の2 略 2～4 略 5 超過勤務免除開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該超過勤務の免除の請求は、超過勤務免除開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 6～8 略 9 前各項の規定（第5項各号を除く。）は、条例第11条の2第2項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項」と、第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第5項中「次の」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第6項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第4項」とあるのは「第9項において準用する第4項」と、第7項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、前項中「、第1項」とあるのは「、次項において準用する第1項」と読み替えるものとする。 第8条 略	（3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第7条の2 略 2～4 略 5 超過勤務免除開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該超過勤務の免除の請求は、超過勤務免除開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が3歳に達した場合 6～8 略 9 前各項の規定（第5項第1号及び第2号を除く。）は、条例第11条の2第2項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項」と、第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第5項中「次の」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第6項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第4項」とあるのは「第9項において準用する第4項」と、第7項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、前項中「、第1項」とあるのは「、次項において準用する第1項」と読み替えるものとする。 （小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限） 第8条 略

2～8 略

9 前各項の規定（**第6項各号**を除く。）は、条例第12条第2項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第2項において準用する同条第1項」と、第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準じる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第6項中「次の」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項」とあるのは「第9項において準用する第5項」と、前項中「第4項」とあるのは「次項において準用する第4項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（子どもの看護等休暇）

第28条 **子どもの看護等休暇**は、12歳（次に掲げる場合にあっては、18歳）に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため、予防接種若しくは健康診断を受けさせるため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

（1） 当該職員が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合

（2） 当該職員が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合

（3） 当該職員が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する

2～8 略

9 前各項の規定（**第6項第1号及び第2号**を除く。）は、条例第12条第2項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第2項において準用する同条第1項」と、第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準じる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった」と、同項第3号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び2親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第6項中「次の」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項」とあるのは「第9項において準用する第5項」と、前項中「第4項」とあるのは「次項において準用する第4項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（子どもの看護休暇）

第28条 **子どもの看護休暇**は、12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため

勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合

(4) 当該職員が養育する当該子が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第 3 項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

2 子どもの看護等休暇は、一の年において、1 日を単位として 5 日（養育する子が複数の場合にあつては、10 日とする。）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1 時間を単位として承認することができる。

（夏季休暇）

第 32 条 夏季休暇は、夏季の期間（**6 月 1 日から 10 月 31 日まで**をいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 及び 3 略

（子育て部分休暇）

第 35 条の 2 の 2 条例第 19 条の 2 の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 当該職員の子が、身体障害者福祉法_____の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合

(2) 当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合

(3) 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律_____の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合

(4) 当該職員の子が、_____小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が**児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項の規定により**小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

2～9 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 39 条 条例第 20 条の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

(1) 条例第 11 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による深夜勤

2 子どもの看護休暇は、一の年において、1 日を単位として 5 日（養育する子が複数の場合にあつては、10 日とする。）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1 時間を単位として承認することができる。

（夏季休暇）

第 32 条 夏季休暇は、夏季の期間（**7 月 1 日から 9 月 30 日まで**をいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 及び 3 略

（子育て部分休暇）

第 35 条の 2 の 2 条例第 19 条の 2 の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 当該職員の子が、身体障害者福祉法（**昭和 24 年法律第 283 号**）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合

(2) 当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合

(3) 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（**昭和 25 年法律第 123 号**）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合

(4) 当該職員の子が、**児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する**小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が**同条第 3 項の規定により当該**_____小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

2～9 略

	<u>務の制限</u>
(2)	<u>条例第 11 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限</u>
(3)	<u>条例第 12 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限</u>
(4)	<u>条例第 18 条第 1 項に規定する短期の介護休暇</u>
(5)	<u>条例第 19 条第 1 項に規定する介護休暇</u>
(6)	<u>条例第 19 の 2 第 1 項に規定する介護時間</u>
2	<u>条例第 20 条の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u>
(1)	<u>前項各号に掲げる制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）</u>
(2)	<u>介護両立支援制度等の請求先又は申請先</u>
(3)	<u>地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項</u>
3	<u>条例第 20 条の 2 第 1 項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。</u>
(1)	<u>面談による方法</u>
(2)	<u>書面を交付する方法</u>
(3)	<u>当該職員が希望する場合にあっては、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（当該電気通信を受信した職員がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下「電子メール等」という。）の送信による方法</u>
4	<u>条例第 20 条の 2 第 1 項の教育委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</u>
(1)	<u>面談</u>
(2)	<u>書面の交付</u>
(3)	<u>職員が希望する場合にあっては、電子メール等の送信</u>
5	<u>条例第 20 条の 2 第 2 項の規定により、職員に対して、第 2 項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。</u>
(1)	<u>面談による方法</u>
(2)	<u>書面を交付する方法</u>
(3)	<u>電子メール等の送信による方法</u>

<u>（勤務環境の整備に関する措置）</u>	
第 40 条 条例 20 条の 3 第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。	
<u>（1） 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供</u>	
<u>（2） 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知</u>	
（委任）	
第41条 略	

（委任）
第39条 略